

現代の沖縄のこころ、現代の日本のこころ ——日本の思想、シャマニズム*、ノロ**の沖縄——

山田 隆夫

1. 「チルダイ」。1996年10月8日、第四十一回総選挙が公示された。翌10月9日の朝日新聞は、興味をそそる「天声人語」を掲載している。日本人の思想・行動についての問題として取り扱うべき論点がそのなかに含まれているので、全文引用する。

「公示日のきのうは、沖縄にいた。総選挙について話を聞いた何人の口から「チルダイ」ということばがでた。▽沖縄の言い方で「チル」は弓のつる。「ダイ」は、だらんとすること。それまで気が張っていたのに、何かでどっと気落ちすることを、「チルダイ」と表現する。このところチルダイの人が珍しくないのだそうだ▽一年前のいまごろ、沖縄は怒りで沸き立っていた。一少女の不幸な事件をきっかけに、米軍基地や日米地位協定の問題点があぶりだされ県民総決起大会には8万5千人が集まつた。熱気は年が明けても続き、米軍通信施設「象の檻」^{オブリ}をめぐるあれこれも、全国から注視された。しかしことし8月末の最高裁判決、9月の県民投票を経て、うねりは弱まっていく。▽大田知事は県民投票をうけ、橋本首相と会談した。ほどなく、いわば先頭を旗を振っていたそれまでの姿勢を変え、未契約米軍用地の強制使用に必要な公告・縦覧の代行に応じることを決める。これには、さまざまな評価があった。「行政の責任者としては、この辺が矛の収め時」から「大山鳴動ネズミ一匹」まで。▽いずれにせよ、これで熱っぽさは冷やされた。チルダイの空気も生まれた。具体的には何一つ解決されていないのに、この問題はとりあえず終わったものとして総選挙の幕はあがった。沖縄での運動の初日、日米安保や基地問題などに触れる候補はいたが、とりたてて争点にはなっていない。「もはや票にはならないからだ」という解説を聞かされた▽もし去年のいまごろ総選挙があったら、沖縄の有権者はどう反応ただろうか。住専にせよ薬害エイズにせよ、問題が一番熱を帯びていたときの選挙であれば、私たちはどういう基準で国会に送る人を判断するだろう。遅ればせの沖縄だが、こんな発想で臨んでみるのも面白い。などと沖縄の街で考えた。」

2. 基地の縮小、民生問題、代理署名の拒否、産業の育成、教育、雇用の拡充、福祉の振興について

*シャマニズム 巫術、巫女

**ノロ のろ（祝女・巫女（沖縄では部落の神事をつかさどる世襲の女性司祭者）

の大田県知事の意見。沖縄県知事公室広報課発行のパンフレット、『沖縄からのメッセージ』は、10・21 沖縄県民総決起集会における太田昌秀沖縄県知事の意見・あいさつをのせている。平成7年9月4日、米兵による暴行事件が発生した。この事件を契機にして、沖縄県民の怒りが一気に噴出し、抗議集会が開催された。党派を超える8万5千人の県民が集い、高校生も参加した。

「幼い少女の尊厳を守れなかったことを心の底からお詫びします。

あいさつの前に皆さんにお詫びしなければなりません。行政を預かるものとして、本来一番に守るべき幼い少女の尊厳を守れなかったことを心の底からお詫びします。

私は、基地をなくし、平和な沖縄づくりを公約に挙げましたが、就任して間もないころ土地の強制使用にかかわる問題に突き当たりました。私の公約は基地をなくして平和な沖縄を作ることでしたが、県民の全般的な利益を考え、心情を殺して国に協力してきました。政府の首脳は、『沖縄県の知事が誠意をもって国に協力してきたので、国も誠意をもって沖縄県に協力する』ことを公約してくれましたが、その公約はいまだ果たされていません。

私は、四度訪米して沖縄の実情を訴えてきました。機会あるごとに日米両政府に基地の整理縮小を求めてきました。歴史的に平和を大事にする人々が住んでいる沖縄に基地を置くことは好ましくありません。今年は戦後五〇年の節目の年です。沖縄の在り方を変えていきたいと『平和の礎』を造り、靈を弔うとともに政府に対して沖縄を理解し、県民のことを考えてほしいと訴えてきました。

これまで、沖縄は国への協力を余儀なくされてきました。今度は日本政府やアメリカ政府が協力するときです。我々はこれまでどおりにはいかないとはっきり言ってきました。

私は、行政の責任者として民生の問題、産業の育成や教育、雇用の拡充、福祉の振興などに専念したいと思います。しかし絶えず基地から派生する問題に足を引っ張られています。

このようなことから、県民の意向を踏まえて代理署名を断りました。21世紀に向けて、県民の期待にこたえられる夢と希望の持てる沖縄をつくりたいと思っています。皆さんのご支援をお願いします。

沖縄県知事 太田昌秀」

基地の整理縮小。民生の問題、産業の育成や教育、雇用の拡充、福祉の振興。代理署名の断り。三点が重要だと思われます。

3. 沖縄県知事公室公報課発行の同沖縄からのメッセージには、この8万5千人の県民大会における高校生代表 普天間高校三年 仲村清子さんのスピーチがのっている。

「軍隊のない、悲劇のない平和な島を返してください。

(前略)

いつまでも米兵に脅え、事故に脅え、危険にさらされながら生活を続けていくことは、私は嫌いです。未来の自分の子供たちにも、そんな生活はさせたくありません。私たち生徒、子供、女性に犠牲を強いるのはもうやめてください。私は戦争が嫌いです。だから、人を殺すための道具が自分の周りにあるのも嫌いです。次の世代を担う、私たち高校生や大学生、若者の一人ひとりが本当に嫌だと思うことを口に出して、行動していくことが大事だと思います。

私たち若い世代に新しい沖縄をスタートさせてほしい。沖縄を本当の意味で平和な島にしてほしいと願います。そのために私も、一步一步行動していきたい。私たちに静かな沖縄を返してください。軍隊のない、悲劇のない平和な島を返してください。

高校生代表普天間高校三年

仲 村 清 子 ^{スガ} 」

軍隊のない、悲劇のない平和な島を返してください。

若者の一人ひとりが本当に嫌だと思うことを口に出して、行動していくことが大事だと思います。

そのために、私も一步一步行動していきたい。

基地撤去。安保条約を終了させる意志。

仲村清子さんの要求と態度（エース）は以上の三点に要約されるであろう。そして、沖縄の平和と自由と福祉を求め、日本の国民の独立を求める夢、願望を具体化し、会場にあつまった8万5千人の県民大衆に、E・デュルケームのいうマナのように、シャマニズムのノロのように集団表象を与えたのではないか。将来を語り、夢を語ることで、それへの行動を語ることで、県民の団結を促すメントになったのではなかろうか。日本、米国、そして県の行政をも、動かそうとしたのではないか。ただし、大田知事のスピーチにみられる、民生の問題、産業の育成や教育、雇用の拡充、福祉の振興など具体的な、物質的な、経済的な問題にはまだふれられていない。沖縄の基地経済、沖縄の開発、経済発展の問題にはあまりふれられていないが、沖縄県民をがっちりつかんではなさない沖縄の基地経済の問題、——これに県民の生活、県民の労働が依存している——日米安保条約の問題、——基地があるがゆえに、幼い少女の尊厳が守れなかった（大田知事）が、日本政府、外務省、防衛庁によって「日本の安全やアジア太平洋地域の平和と安定にとって重要な役割を果たしている日米安保体制を支える基盤として必要不可欠」とされる沖縄にある米軍基地の経済、財政、条約に依る生活・労働・諸権利の問題はどうなるのだろう。〔朝日新聞1996年（平成8年）9月26日付（政府公報、外務省・防衛庁）〕

日本国民、日本の労働者、そして沖縄県民がながいあいだ、戦後50年にもわたって唄いつづけてきた歌が思いだされる。

「沖縄を返せ
かたき土を破りて
民族のいかりにもわる島沖縄よ
我等と我等の祖先が
血と汗をもて
守りそだてた沖縄よ
我等は叫ぶ 沖縄よ
我等のものだ 沖縄は
沖縄を返せ
沖縄を返せ」

「一坪たりとも渡すまい

一、東支那海前に見て
我しらが生きた土地がある
この土地こそは我しらが命
祖先ゆずりの宝もの

二、我れらはもうはやだまされぬ
老いたかたき手のひらの
野良の仕事のきずの跡
一坪たりとも渡すまい

三、黒い殺人機が今日も
ベトナムの友を撃ちにいく
世界を結ぶこの空を
再びいくさでけがすまい」

われわれは、基地の縮小、整理の問題では沖縄県の他の地域に移転させるのか、日本の本土のどこかに移転させるのか、それとも、アメリカ本土に移転させるのかという三つの選択肢しかないことに気づいた。そもそも日米安保体制をささえる「日米安保条約」はどのような規定、約束を、基地の縮小、とくに撤去についてしているのであろうか。仲村清子さんの問題提起にたいし、条約の領域にふみこまなければならぬことになった。

「日米安保条約 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」特別解説 多田實 三笠書房を参照することにしよう。

「第十条
この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もっとも、この条約が 10 年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意志を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後 1 年で終了する。」とある。

解説は次のとおりである。第十条、有効期限と廃棄手順。

「前段は、日本の平和や安全が国連の手で確保されるようになったら、いつでもこの条約は失効すると決めたものです。しかしこの条約が発効してすでに 20 数年、国連の安全保障の強化は実現せず、したがってこの規定に基づくかぎり、安保条約は続くわけです。

しかし、この規定自体は他のこの種の条約にはまったく見受けられず、国連による安全保障を理想とするわが国の基本方針を強く反映させた独得の決めです。

後段、第一項の条件がどうであろうと、条約発効後 10 年間は、日米両国とも一方的に廃することはできず、継続もするとしたものです。そして 10 年たった 1970 年 6 月 23 日以降は、日米どちらからでも廃棄すると相手方に通告すれば、その一年後にはこの条約がなくなると決めたものです。

そして、1970 年 6 月、日米両国ともこの条約を 1 年後に終了させる意思はなく、今後とも続けるということを確認し合い、いわゆる“自動継続”させました。その結果、今日までこの条約は続いているわけですが、廃棄通告後 1 年で終了という規定はかわりません。

この期限の決め方（1 年予告で終了）は、米韓、米比条約などと同じ方式で、この種の条約のふつうの決め方といえます。日米両国ともいつでもやめられる、両国が続けていきたいと思えば半永久的に続くことになるわけです。このような“軍事同盟”では、本来両国間に運命を共にしようという共通の友好的信念があるからこそ続くわけで、かりに 50 年続くと規定しても共通の信念がなくなれば条約は有名無実になってしまいます。事実、「中ソ友好同盟相互援助条約」は 1950 年から 30 年間有効と決めてありましたが、60 年代からはあってもないと同じでした。（39 頁）。

われわれは、この 1996 年の 10 月 20 日の投票日に注目したい。国会、政府を構成する代議士、政党的選び方に、いかなる投票行動を国民がするかである。

日本国憲法の前文はいう。「前文　日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵澤を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」

3. 基地をなくし、生活を向上させること。

1996 年 10 月 9 日の朝日新聞、「天声人語」にもどう。

「大田知事は県民投票を受け、橋本首相と会談した。ほどなく、いわば先頭で旗を振っていたそれまでの姿勢を変え、未契約米軍用地の強制使用に必要な公告・縦覧の代行に応じることに決める。これには、さまざまな評価があった。「行政の責任者としては、この辺が矛の収め時」から「大山鳴動ネズ

ミ一匹」まで、▽いずれにせよ、これまでの熱っぽさは冷やされた。チルダイの空気も生まれた。具体的には何一つ解決されていないのに、その問題はとりあえず終わったものとして、総選挙の幕が上った。沖縄の運動の初日、日米安保や基地問題などに触れる候補はいたが、とりたてて争点にはなっていない。「もはや票にならないからだ」という解説をきかされた。

さて、天声人語に対応する「潮流」があらわれてきた。1996年10月12日の「赤旗」にのっている。

「沖縄で会った軍用地主のAさん（62）に日本共産党の総選挙重点政策を送りました。沖縄の基地の跡地利用に財政援助を求めているくだりに赤線を引いて▽零細な自営業者のAさんは米軍基地用に九百平方メートルほどの土地を提供し、年70万円余の地代を受けとっています。「地代があったから、子供2人を大学にやれた。地代がなければ私たちの生活ではとてもじゃないが無理だった。」▽基地縮小などを問うた県民投票の直前でした。Aさんは「棄権するつもりだった」といっていました。驚いたのは、そんなAさんが口にする、米軍の存在にたいする激しい怒りの言葉でした。▽「コザ暴動って知っていますか。米軍の無法にたいして住民が怒りを爆発させ、米兵の車を次つぎ焼いた。そりあ暴動はいけないけど、みんながまんがならなかつたんだ。私は寝入っていて、朝それを知って、くやしかつた。自分が加われなかつたから。わかりますか」▽基地がないにこしたことはない」というAさんが心配するのは、返還後の補償です。「地代収入はなくなる。跡地利用もメドが立たないとなつたら、私らどうして生活していくんですか」。日本共産党は主張しています。返還後三年に限られている補償金の給付期間を延長させ、基地跡地の利用で経済発展をはかるための法的、財政的措置を実施させる、と▽橋本首相は口では「沖縄を忘れまい」といいますが、はなから「基地撤去」の考えがありません。Aさんの本当の願いは、『基地をなくし、生活も向上させること』なのです。」

基地縮小か、基地撤去か、同時に生活の向上が問題である。天声人語がいうようにこれはとりたてて、争点にならないのか、それとも、それこそ「チルダイ」の底に激しい怒りが、さらに深められ、重ねられ、投票行動によってふきだすのかどうか。そして「行政の責任者としてはこの辺が矛の収め時」をのりこえて、基地のない、平和な沖縄へ進んでいくのか?日本人の思想、心理の在りようと成りよう、実践がとわれているのではなかろうか。

4. 10月6日の赤旗は〔(6)、労働・大衆運動欄〕「基地『たらい回し』政党に怒り」の記事をのせている。村木博記者の署名がはいっている。「沖縄問題は『解決』『一件落着』したとの政府の宣伝を、沖縄県民は苦々しい思いで聞いています。肝心の米軍基地の整理縮小はまったくすすんでいないからです。」「米軍のヘリポート移設に反対し子供たちに夢と希望と平和をバトンタッチしましょう。」「10月に入り嘉手納基地周辺の市町に三百本の立て看板がたてられました。普天間基地の県内移設は、『県内でなく国外に移設すべきだ』と猛反発をよんでいます。嘉手納飛行場へのヘリポート移設に反対す

る沖縄市、北谷町、嘉手納町連絡協議会（三連協）は、先の立て看板のほかに、橋本首相や県に機敏に要請。嘉手納、北谷両町には、自治会、婦人会、PTAなど町内の団体を網羅した移設反対町民協議会がそれぞれつくられて住民ぐるみの運動をすすめています。北谷町自治会連絡協議会の伊波裕元会長は、『ヘリの旋回で町全域がものすごい騒音・事故の危険にさらされることになる。移設ではなく撤去してほしい。町といっしょにがんばる』と話しています。普天間基地のヘリポート移設先は▽海上基地▽嘉手納基地統合▽キャンプ・シュワブの沖合埋め立ての三案。沖縄の米軍基地整理縮小問題を協議する日米特別行動委員会（SACO）が11月に結論を出す予定です。このなかで『移動海上基地』をホワイトビーチ軍港（勝連町）沖合に建設するのが有力だと報じられています。勝連漁業協同組合の松根正徳組合長（65）は『絶対反対』といいます。『いまでも漁業制限水域が多いのに、定置網、はえ網で水揚げのある場所にまた基地をつくるとは死活問題だ。たらい回しではなく、アメリカ本国にもっていってほしい』。関係する与那城町、沖縄市の漁協も反対を表明しています。橋本首相が来沖（9月17日）して口にした「反省」のことばを、松根組合長は『全然わかっていない』と一笑に付しました。

『日米安保って何だろう。沖縄のアメリカ軍は何をしたいのだろう。なぜなくせないんだろう。投票するうえでそれがけっこうポイントになる。共産党のいっていることがいちばんスジが通っていると思う。いま勉強中です。』普天間基地（宜野湾市）近くに住む琉球大学三年の女子学生（20）はいいました。

昨年からの県民ぐるみのたたかいは、沖縄の未来はどうあるべきか、県民一人一人に問題をなげかけました。沖縄では一区で新進候補を社民が、三区では社民候補を公明が支持、自民党も分裂し“チヤンブルー（まぜ合わせ）選挙”とよばれる様相。トーンの違いはあれ、「基地の整理縮小」はどの候補も口にします。しかしいま、どの党、候補者が本気なのか、有権者に見えはじめています。

『基地ノー』と有権者の過半数が意思表示した県民投票に自民党は棄権、新進党は自主投票、米軍用地強制使用のため「公告・縦覧代行」を拒否してきた大田知事が一転して応諾した姿勢を公明、社民は評価・賛成しました。

基地撤去・安保廃棄をかけ、沖縄県民の要求を代表する政党は、いまや日本共産党と社会大衆党以外にないことがうきぼりになっています。

ヘリポート移設先の候補地としてとりざたされている県北部・名護市の比嘉鉄也市長は、「たらい回しは一時しのぎで解決にならない。安保と基地は表裏一体、沖縄が平和に貢献するには基地をなくすことが必要です。日本共産党のみなさんは沖縄人民党時代から節を曲げることなくやっている」といいます。

『自然が沖縄の大きな宝』と力説する比嘉市長はかねてから沖縄の緑を守る大切さや軍転法改正を訴え、それが日本共産党の重点政策に盛りこまれていることを喜び、日本共産党のフルゲン実吉候補（沖縄一区）の事務所開きにも初めて祝電を寄せました。

沖縄の社民党の最大支持労組である自治労沖縄県本部は、「安保容認勢力、基地反対でもない新進党をなぜおせるのか」と組合員の反発が強く、一区での新進党支持を決定できませんでした。

組合運動を通じて長年、社民党を支持してきた名護市の男性（56）は「社会党（社民党）の基本方針、政策転換は、ぼくらが頭をいくら切り替えようとしても理解できない。今までカンパしてきたのを返してほしいくらい」と憤慨。「共産党は信念を貫き、沖縄の生活をいちばんよくみている」と期待します。

社民党の上原康助候補（沖縄三区）が全沖縄軍労組（現全駐労沖縄地本）の委員組時代、ともに活動したという那覇市在住の男性（70）も日本共産党沖縄県委員会に手紙を寄せました。「上原氏は自民党に完全にえづけされて沖縄を忘れている。共産党だけが国民のために日夜奮闘している。」この日曜リポートは名護市長の言葉をタイトルにして、しめくくっている。——どの党が本気か見えてきた——「節を曲げない日本共産党に期待」

5. ことし（1996）11月3日、日本国憲法は公布50周年を迎えた。小林武教授は「憲法は、いま——最重要の焦点＝沖縄・安保問題」について論じています。

- 沖縄は「土地強奪五一年」

憲法公布50周年の今年、国民に、「憲法の原点とは何か」をあらためて問いかけるできごととして、沖縄問題、安保問題がありました。

沖縄の場合、「憲法50年」でなく、米軍と日本政府による土地強奪が51年におよんでいます。日本国憲法は1972年の復帰でようやく施行されたもので、24年にしかなりません。沖縄では、現在、主権と人権にまたがる憲法の基本原則のほとんどが、地方自治を「場」とし、平和的生存権を「柱」として問われています。

世界でもまれな、長期にわたる日本の半主権状態を集中的に表現しているのが沖縄です。米軍基地は、沖縄県民の要求にもとづく、県づくり、島づくり、町づくりの展望をすべて妨害しています。県民は日々人権の侵害を受けています。あるいは、うける恐れのある状態での生活を余儀なくされています。昨年9月の少女暴行事件は、それが悲劇的なかたちであらわされたものです。

- 平和的生存権の侵害に目つぶった最高裁判決

憲法前文は、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」として、「平和的生存権」を宣言しています。これまで、日本本土の基地をめぐる訴訟の判決のなかで、この権利が裁判規範となりうることを認めた判決もありました（1973年9月の長沼ナイキ訴訟での札幌地裁判決）が、多くの裁判例は、「平和的生存権」は抽象的な性格をまぬがれないといって採用しないでいました。しかし、沖縄の場合には、文字通り平和のうちに生きるということ自体が、日常生活のなかで具体的なかたちで侵害されています。しかも、半世紀以上にわたって侵害されつづけてきたわけです。

この「平和的生存権」は、戦争につながるあらゆるものにたいして自己の土地その他の財産を使用させない権利や、沖縄の基地からの出撃・補給によって他国民を傷つけ、みずからが加害者となることを拒否する権利、などをふくむものです。

八月の代理署名裁判での最高裁判決は、こうした問題に答えをだすことがもとめられていましたが、判決はそれに答えることなく、県側主張を一蹴したわけです。

・大田知事の代行応諾で考えたこと

大田知事は、「信じがたいような最高裁判決で、司法の場では基地問題を解決できないことが明らかになった。……勝ち目のないことで突っ張るよりは政府の協力を求めながら、沖縄問題の解決に向けてきちんと取り組む確約を得なければいけない、と考えた」(10月16日付「朝日」)と、代理署名応諾に方向転換した理由を語っています。

基地問題を解決する実践・運動の視点からいえば、最高裁にそれを頼るのではなく、県民の意思によって問題解決の方向づけをしていく以外にはありません。その意味では、9月8日の県民投票こそ沖縄問題の解決の方向を決めるものであったと思います。

県民投票は、60%に近い有権者が投票し、そのうち約90%、全有権者比で53%、つまり県民の過半数が基地の整理縮小、地位協定の見直しを明確にもとめました。この方向にこそ、沖縄県当局と日本政府の従うべき問題解決の大道でした。それにもかかわらず県知事が「公告・縦覧」の代行手続に応じたのは、大変意外な展開でした。

私は、知事側から依頼を受け、今年の1月、福岡高裁那覇支部に、「反戦地主の補助参加にかんする意見書」を提出したこともある、基地の整理縮小、地位協定の見直しの保障がないなかでの、今回の知事の応諾にはとても驚ろき、また残念に思います。同時に、基地問題は、沖縄が集中点であります、日本全体が国家として主権侵害の状態におかれていることを示すものであって、沖縄県だけの問題とみることはできません。国民自身が安保を廃棄して日本を本当の意味で主権国家にしていく、そういう意識をもち、声をあげない限り、大田知事の場合だけでなく、過大な役割を自治体の首長に負わせることになるのではないかと危惧します。」

・憲法と安保との相いれない矛盾

わが国の場合、戦後七年間、国際法上の占領状態におかれたのち、1952年に法的に独立を回復したはずであるのに、アメリカ合衆国とだけ安全保障条約という軍事同盟を結びました。アメリカ軍は占領軍から駐留軍と肩書をかえて日本に残りました。

安保条約は、60年に改定され、現在の形になり、さらに今年4月の日米安保共同宣言を中心とする一連のとりきめ——さまざまな協定、機関の設置をふくむ「安保再定義」によって、これまでの安保条約を実質上変更し軍事同盟関係をいちだんとつよめました。60年安保は新安保と呼ばれていますから、これは新新安保といえるものです。

条約を改定しなければできないほどの軍事関係の強化であるにもかかわらず、また条約発動の区域を実質上全世界に拡大する大きな変化であるにもかかわらず、条約改定の手続きをとることなく、国民を除外して日米両国政府の間の合意だけで実質改定してしまったのは、法治主義という点からみて許されないことです。

安保体制は、日本国憲法と両立しえない体制です。憲法は、第九条であらゆる戦争の放棄、いっさいの戦力=軍隊の不保持と、交戦権の否認をきめています。国家主権がある以上自衛の措置をとる権

利があるという、これまでの国家主権概念を軍事力をもたないかたちで維持すべきだという立場をとりました。

ですから、わが国が軍隊をもつことはもちろん、外国との間で軍事同盟条約を結び、外国軍隊を駐留させることも、当然認められていません。安保体制がある限り、このような形で国家主権を維持しようとする日本国憲法がなりたつ余地はないのです。

安保条約のもとで、日米地位協定や刑事特別法などのさまざまな協定、法令があり、これが安保法体系を構成しています。たとえば、地位協定では、アメリカ軍人が日本で起こした犯罪は、たとえ日本国民にたいする犯罪であっても、大まかにいって、日本の警察・検察・裁判所が第一次的に処理するのではなく、まずはアメリカ軍側に委ねられるしくみになっています。

今回沖縄で問題になっている駐留軍用地の特別措置法も、通常の場合の土地強制使用・収容とは別の手続きを定めています。土地の強制収容・使用は国民の基本的人権である財産権を制限したり奪ったりするものであるため、土地収容法上慎重で厳格な手続が定められていますが、アメリカ軍用地の場合は、特別措置法によってこれを緩め、容易に土地提供ができるようにしています。このようにアメリカ軍との関係では、日本国民の権利を狭める特別な法体系ができているわけです。

これは、憲法を最高法規として、そのもとにある法律により、国民の権利を侵すことなく国の政治がおこなわなければならないという、法治主義の原則を壊すものです。この点にかんして、安全保障の問題は国の利益にかかわるから、憲法が保障する個人の権利をもちだすことはできない、という意見があります。

しかし日本国憲法のもとでは、すべての行政が個人の権利を確保することを前提としてのみなされるのであって、「安全保障」政策が別格扱いをうけることはまったくありません。ましてや軍（自衛隊）と軍事同盟（安保）は憲法に反するものとして排除されるべき存在です。そして、さきほどあげた「平和的生存権」は、「全世界の国民が……平和のうちに生存する権利を有する」と明記されている通り、その主体は国家ではなく、国民です。つまり、日本国民は、軍と軍事同盟をなくすことを政府に要求することができ、また日本の国家の軍事的行動によって、あるいは日本を足場にしたアメリカの軍事行動によって、外国国民を傷けることを拒否できるのです。

9月の、アメリカのイラク攻撃で、巡航ミサイルを発射した駆逐艦ヒューイットは横須賀を母港としており、米本土から飛来して空中発射の巡航ミサイルを発射したB52は空中給油したのは嘉手納基地のKC135給油機でした。また、三沢のF16もイラクのレーダー基地攻撃に従事したと報道されています。憲法の「平和的生存権」の考え方からすれば、他国民を殺傷する行為に加担すること自体、憲法違反であり、本来日本政府はこれをやめさせるべきであったのです。

こうして、沖縄・安保問題は、日本のあり方を決する問題となっています。基地のない沖縄、基地のない日本を次代の子どもたちにひきつぐため、息の長い努力をしたいものです。」（「赤旗」評論特集版、1996、No. 1029、小林武）